

Ⅲ. 所得金額から差し引くための控除金額を計算してください。			
世帯の状態にあわせて該当するものを計算してください。			
符号	控除の種類	控除内容及び金額	金額
1	親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族（収入の有無にかかわらず控除されません）	38万円 /人
2	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき	10万円 /人
3	老人扶養控除	扶養扶養親族のうち年齢70歳以上の老人扶養者がいるとき	10万円 /人
4	特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の扶養者がいるとき	25万円 /人
5	障害者控除	障害者がいるとき	27万円 /人
6	特別障害者控除	特別障害者がいるとき	40万円 /人
7	寡婦控除	所得がある寡婦又は寡夫（ただし所得金額が27万円未満の場合はその金額を控除）	27万円 /人
8	ひとり親控除	所得があるひとり親（ただし所得金額が35万円未満の場合はその金額を控除）	35万円 /人
9	給与所得等控除	入居者又は公的年金等に係る雑所得を有する者がある場合には、それらの所得を有する者1人につき10万円の控除（ただし所得金額が10万円未満の場合はその金額を控除）	10万円 /人
控除金額合計		【	円】

Ⅳ. 世帯の所得月額の方法					
世帯の所得金額					
本人の所得金額		+	家族の所得金額		
				-	控除額合計金額
					÷ 12カ月 =
					世帯の所得金額
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～158,000円の方→公営住宅へ申してください ・ 158,001～487,000円の方→特定公共賃貸住宅へ申してください